

東村山市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 2 9 年 8 月 2 9 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市税条例の一部を改正する条例

東村山市税条例（昭和 2 5 年東村山市条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 号）の施行等に伴い、本案を提出するものであります。

東村山市税条例の一部を改正する条例

東村山市税条例（昭和25年東村山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第14項の6中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第15項の10の2中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第47項（見出しを含む。）中「平成29年度」を「平成32年度」に改める。

別表第2の4の項中「及び東村山市保育室制度運営補助規則（平成6年東村山市規則第73号）に基づき市と保育室利用契約を締結している保育施設」を削り、同表の5の項を次のように改める。

<p>5 私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人（準学校法人）が設置する寄宿舍及び学生の修学援助事業を行うことを目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は同様の事業を行うことを目的とする人格のない社団等が育成事業の目的として設置した寄宿舍で、直接その用に供する固定資産</p>	<p>税額の全部</p>
--	--------------

別表第4中「（以下「愛の手帳」という。）」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第47項の改正規定及び附則第3条の規定 平成30年1月1日

(2) 附則第14項の6の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の東村山市税条例（以下「新条例」という。）

附則第14項の6の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第47項の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

東村山市税条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 条 例

附 則（昭和25年東村山市条例第4号）

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

14の6 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第25条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

15の10の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、附則第15項の8の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（平成24年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例）

47 平成24年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第121条の規定にかかわらず、100分の0.29とする。

旧 条 例

附 則（昭和25年東村山市条例第4号）

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

14の6 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第25条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

15の10の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、附則第15項の8の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（平成24年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例）

47 平成24年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第121条の規定にかかわらず、100分の0.29とする。

新 条 例

別表第2（第53条）

固定資産税の減免基準等

減免の対象	減免割合
(略)	(略)
4 東村山市認証保育所運営費等補助金交付規則（平成13年東村山市規則第71号）第3条第1項に規定する補助対象施設で、直接保育の用に供する固定資産	税額の全部
5 私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人（準学校法人）が設置する寄宿舎及び学生の修学援助事業を行うことを目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は同様の事業を行うことを目的とする人格のない社団等が育成事業の目的として設置した寄宿舎で、直接その用に供する固定資産	税額の全部
(略)	(略)

別表第4（第72条）

身体障害者・精神障害者の減免基準等

(略)
3 東京都が知的障害者に発行する手帳の交付を受けている者（身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、前2項の規定に該当するものを除く。）
(略) (略) (略)
(略)

旧 条 例

別表第2（第53条）

固定資産税の減免基準等

減免の対象	減免割合
(略)	(略)
4 東村山市認証保育所運営費等補助金交付規則（平成13年東村山市規則第71号）第3条第1項に規定する補助対象施設及び東村山市保育室制度運営補助規則（平成6年東村山市規則第73号）に基づき市と保育室利用契約を締結している保育施設で、直接保育の用に供する固定資産	(同左)
5 私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人（準学校法人）若しくは学校教育法第83条第1項の各種学校の学生を収容するもの及び学生の就学援助事業を行うことを目的とする民法（明治29年法律第89号）第34条の公益法人又は同様の事業を行う人格のない社団等が育成事業の目的として設置した寄宿舎で、直接その用に供する固定資産	税額の全部
(略)	(略)

別表第4（第72条）

身体障害者・精神障害者の減免基準等

(略)
3 東京都が知的障害者に発行する手帳（以下「愛の手帳」という。）の交付を受けている者（身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、前2項の規定に該当するものを除く。）
(略) (略) (略)
(略)

新 条 例

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第47項の改正規定及び附則第3条の規定 平成30年1月1日

(2) 附則第14項の6の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の東村山市税条例（以下「新条例」という。）

附則第14項の6の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第47項の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

旧 条 例